串間市 ひとり親家庭への支援について

【母子・父子・寡婦世帯の相談窓口】

串間市には、母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんが日ごろ抱えている悩みを一緒に考え、解決のお手伝いをする母子・父子自立支援員がいます。

相談内容は、就労相談、離婚や経済的なこと、子育てのこと、職場のことなど何でも構いません。 母子・父子自立支援員だけで解決できない場合は、他の関係機関と連携して解決のお手伝いをしていきます。

- ・相談方法;福祉事務所こども政策係に直接来られるか、電話での相談となっています。 ※ 母子・父子自立支援員には、守秘義務が課せられていますので、安心してご相談ください。
- ・相談受付時間;月~金曜日(祝日は除く)、午前9時~12時、午後1時~午後4時 ※ 相談に来られる際は、事前に電話での予約をお願いします。

【母子及び父子家庭等医療費助成制度】

母子及び父子家庭等の医療費の一部を助成することにより、母子及び父子家庭等の健康増進と福祉の向上を図る ことを目的とした制度です。

対象者		助成対象	助成額
父母	末子 20 歳誕生日前日まで	入院の保険診療分 入院外の保険診療分 (調剤を含む)	対象となる金額から 1 か月 1,000 円を控除した額
児畜	中学校修了後 18 歳になって最初の 3 月 31 日まで		

※ 対象要件や申請方法等の詳細は、下記 URL をご参照ください。

https://www.city.kushima.lg.jp/main/health/child/cat1/cat2/post-62.html

【ひとり親家庭自立支援給付金】

ひとり親家庭の雇用の安定及び就職の促進を目的とし、就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得促進を図るため、支給されるものです。

支給対象者;串間市内にお住まいのひとり親家庭の母及び父

◇ 自立支援教育訓練給付金

就職に有利な教育訓練講座等を受講し修了した場合に、受講料の4割~6割相当額(上限20万)を支給します。ただし、支給金額が12,000円を超えない場合は、この給付金の対象外となります。

◇ 高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士などの資格を取得するために1年以上学校などに通う場合に生活費の一部を 一定期間支給します。(最終学年は増額となります。)

- · 対象資格;看護師、准看護士、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、美容師、 歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師
- ※ 対象要件や申請方法・支給額等の詳細は、下記 URL をご参照ください。

https://www.city.kushima.lg.jp/main/health/child/cat1/cat2/post-155.html

【母子父子寡婦福祉資金貸付制度】

母子家庭・父子家庭及び寡婦家庭を対象にして、無利子又は低利で資金を貸し付けることによって、経済的に 自立していただくことを目的とした宮崎県の制度です。

受付は、串間市福祉事務所こども政策係で行っています。

※ 貸付資金等については、下記 URL「宮崎県公式サイト・母子父子寡婦福祉資金のご案内」を ご参照ください。

https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kodomo-katei/kyoikukosodate/kodomo/shikin.html

【お問い合わせ】

串間市 福祉事務所 こども政策係

電話番号;0987-72-1123